

地方行財政検討会議・第一分科会（第7回）議事要旨

- 1 日 時 平成22年10月29日（金）17時00分～19時00分
- 2 場 所 総務省第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館8階）
- 3 出席者 逢坂総務大臣政務官、岩崎美紀子 筑波大学教授、西尾勝 東京大学名誉教授、林知更 東京大学准教授、牧原出 東北大学教授、森貞述 前高浜市長

4 概 要

- 冒頭、逢坂総務大臣政務官より挨拶があった。
- 資料1「会期制について」、資料2「条例制定・改廃に関する直接請求制度について」に基づいて、安田自治行政局行政課長から説明があり、資料3-1「地方公共団体における住民投票について」、資料3-2「住民投票の実施状況等」、資料3-3「各国の住民投票制度の比較」に基づいて、山崎住民制度課長から説明があった。
- その後、自由討議が行われた。

（以下、自由討議）

※「会期制」について

- 会期を通年にしたからといって幅広い層の住民が議員として議会に参加できるようになるのか。むしろ、ある程度会期が決まっているほうがいいのではないか。
- 白老町など現行の地方自治法のもとでも、それぞれ通年議会など一年間の会期を定められるのではないか。
- 幅広い層の住民が議員として議会に参加できる制度を検討する上で、サラリーマンをいかに参加せしめるかが課題となっており、労働基準法・公職選挙法等、様々な障害がある中で、会期制はその一つであるという認識が必要である。
- 諸外国の例を見ても、通年化が実態となっており、会期をできるだけ長くという原則が望ましい。

- 会期制について新しい制度を作るのであれば、導入については、各自治体の条例で選択する方がいいのではないか。
- 通年議会を都道府県にも適用するのか、基礎自治体に限定するのかの議論も必要ではないか。
- 会期不継続の原則により、会期が長くなれば審議未了による廃案が少なくなる一方で、いつまでも表決を行わない事態が生じてくることをどう考えるか。
- 幅広い層の住民が議員として参加しやすくするため議会審議を分散的なものにするのと、かえって議会として集中的な密度の高い議論ができなくなることをどう考えるのか。
- 新たな制度を導入するにあたり、一番大きな問題となるのが、議会の審議に必要な説明のため、執行機関が議長から出席を求められたときは、それに応じる義務が課せられていることであり、行政能率への影響の観点から、出席に関し執行機関との間のルールを決めることが不可欠ではないのか。
- 議院内閣制は内閣が議会に出席義務を負っているが、二元代表制をとる地方公共団体の場合、長には必ずしも出席を義務づける必要はないのではないか。
- 議員の同一性を保っている期間が会期だとすれば、日本の議会は最大限とったとしても会期は4年である。それを1年ごとに区切って考えるのか、4年としてしまうのか、あるいは今までのように小刻みにするのが問題である。

※「条例制定・改廃に関する直接請求制度」について

- 原則からいえば、地方税の賦課徴収等に関するものも、条例制定・改廃に関する直接請求の対象とするべきであると考えますが、現在これを変えなければいけない状況にあるのか。
- 昭和23年地方自治法改正により対象外としたときと現在とで、税の問題についての住民の意識は変わったと考えるか、変わっていないと考えるか、という点が論点となるが、現在においては、対象としてもよいのではないかと。
- 条例制定に対する財政領域の特殊性をどう考えるのが論点ではないかと。

※「地方公共団体における住民投票」について

- 早くから住民投票を広く活用した国はスイス。19世紀末からアメリカに普及。世界の中で、その二国だけがもっぱらやっていた。ワイマールの時期のドイツも広く採用。ドイツは、そういう制度が1つの原因となってナチズムが登場したという認識があり、戦後は非常に危ない制度だと考えられた。イギリス、フランスなどの伝統的に民主主義でやってきた国では、直接民主制的な制度は危険思想と見られてきた。
- 1970年代くらいから、EC・EUの加盟問題で国民投票が活用されたこと、緑の党等が出てきて原子力問題を国民投票に問うということが、フランスやスウェーデンなどでも活用されはじめ、スイス・アメリカ独特の制度でもなくなってきた。
- スイス・アメリカで始まった理由は、二元代表制的な仕組みをとっており、長・議会の対立がデッドロックになるという問題に関して、解決方法が必要だったということだろう。
- 決して否定的ではないが、もし考えるなら、ものすごく慎重に考えなければいけない。
- 住民自治の充実ということであれば、イニシアティブの方が重要だと思う。
- どの国でも、ポジティブ・リストで決めるか、ネガティブ・リストで決めるかどちらかをしており、それ抜きに自由自在に何でも結構ですというのはなかなかやっていない。
- 任意的なレファレンダムを採用すると、何が対象にすべきなのか、何は外すべきなのかということが大議論しなければいけない。それが許されたらば、基地は必ず投票になるが、外交・防衛を非常に心配している方々は断固許さないと言うでしょう。原子力発電を否定したい人は絶対住民投票事項にできるようにしろと主張されるだろう。そんなことやっていて原子力政策できますかという議論が必ず出て、大変な政治論争になる。
- 日本の場合にも、長と議会の間でデッドロック状態が起こったときに、解決手段として義務的なレファレンダムを入れるか入れないかが問題になるだろう。
- 拘束力を持った住民投票となると、非常にいろいろなデメリットが多く、制度設計は非常に慎重じゃなきゃいけない。